

日時：平成13年12月11日（火）  
於・農林水産省

水産政策審議会第3回企画部会議事録

農林水産省

---

水産政策審議会・第3回企画部会

1. 開会、閉会の年月日・時刻

開会 平成13年12月11日 午後2時

閉会 平成13年12月11日 午後4時50分

2. 出席した委員の氏名

(委員)

植村正治 川合淳二 中田邦彦 中村晃次 中村靖彦

西橋久美子 二村雄三 増田常男 矢野等子

(特別委員)

井川洋右 高柳敏郎 村田康博

3. 水産庁側出席者

渡辺長官 白須漁政部長 川口増殖推進部長 長野漁港漁場整備部長  
弓削審議官 山川漁政課長 今井企画課長 石原漁業保険課長  
中尾管理課長 大石沿岸沖合課長 岡本遠洋課長 山下国際課長  
末永漁場資源課長 田中計画課長 糸防災漁村課長  
中山海洋技術室長 小関魚類防疫室長

4. 議事

下記のとおり

---

目 次

1、開 会

1、資料説明

1、質 疑

1、閉 会

---

開 会

中村部会長 それでは、定刻になりましたので、出席予定の方がまだお一人見えておりませんが、ただ今から水産政策審議会の第3回企画部会を開催したいと思います。

今日は9人の委員の方と3名の特別委員の方々が御出席でございます。

それから、今日の会合ですが、遅くとも5時までには終了させることを目処に進めたいと存じますので、よろしく御協力をお願いいたします。

## 資 料 説 明

中村部会長 それでは、早速議事に入ります。

今日の議題は、これまで議論してまいりました水産物の自給率目標の設定についての考え方の整理、2番目は自給率の数値目標の検討に当たっての、漁業生産と水産物消費のこれまでのすう勢と今後の課題、3番目が、水産基本計画に盛り込む個別施策の現状と今後の展開方向、4番目は、将来の漁業生産構造の展望作業についてと大変盛りだくさんでございます。資料もかなり厚いものがいっぱいあるようでございますが、この4種類の資料について事務局から一括して御説明をいただいて、その後、質疑と意見交換を行うという形で進めてまいりたいと思います。

それでは、事務局から資料の説明をお願いいたします。

今井企画課長 企画課長でございます。本日もよろしくをお願いいたします。資料がたくさんありますので、恐縮ですが、座って説明させていただきます。

資料1でございます。これまで2回にわたりまして自給率を中心に御議論いただきましたけれども、資料はこれまでの議論の結果と残された課題について整理をいたしております。一応これで自給率目標の設定の仕方については結論を導き出していきたいという意図のもとに作成したものでございます。

1ページ目では、これまでの検討で合意されたと考えられる事項を整理しております。

まず、1の自給率目標の意味と性格というところですが、自給率については国民への水産物供給における我が国の漁業生産の位置づけを示す指標として設定されるということですが、これに加えまして、水産物消費の実態や水産物の健康上の機能と役割ということについても適切な情報提供を行っていくべきということだったと思います。たん白質供給やカルシウム等の微量栄養素の摂取における水産物の位置づけ等をPRしていくべきという御議論があったと思います。

1点目の水産物の自給率目標の設定方法につきましては、まず、算出方法については重量ベースで行う。2点目の自給率目標の設定の区分につきましては魚介類と海藻類に区分する。3点目の食用と非食用の用途区分については、食用・非食用を含めた全体の自給率目標を設定し、その内訳として食用の自給率の目標を示す。4点目は、不測の事態における我が国の最低限の生産力、供給力を示すという観点から、排他的経済水域内での漁業生産による自給率目標を参考として示すということであったと思います。

2ページ目ですが、こうした議論の過程で残された課題が幾つかございます。本日は、この点について議論を集約したいと考えているわけですが、残されている検討課題としては大きく3点ほどあったと思います。

まず、1点目は、水産物の安定供給と輸入の関係についての問題の整理ということだったと思います。前回、二村委員から御質問があり、その場で私の方から一応お答えは申し上げましたけれども、二村委員からの御指摘というのは、国内の需要を満たすために輸入に頼らざるを得ないものもあるけれども、これを含めた水産物の安定供給の考え方を整理しておくべきだということ。また、I Qとの関係はどのように考えるのかという指摘だったと思います。

2点目は、金額ベースの自給率目標を参考値として示すということの適否についてです。前回、中村晃次委員と二村委員の方から問題提起があったものですが、そもそも金額ベースの自給率目標にどういう意味があるのかということと、それを算出することになる場合には、生産者価格とC I F価格といった性格の異なる単価を用いなければいけない。また、将来の単価というのはなかなか見通しがたい。そこまでして出す必要があるのかという問題提起だったと思います。

3点目は、自給率の算出における輸入の非食用魚介類の取り扱いについてです。今回の自給率目標の設定から、輸入の非食用魚介類の取り扱いを変更するという考え方を前回お示ししましたけれども、それ自体に対する異論ということではなかったと思いますが、これまでなぜ国内仕向量に非食用の輸入品を除いていたのかについて整理しておくべきという指摘が中村晃次委員からあったと思います。

3ページ目からはそれぞれの考え方についてまとめております。

(1)は水産物の安定供給と輸入の関係についてです。アでは、水産基本法における条文上の整理を紹介しておりますが、国民に対する水産物の安定供給については、右側に関係条文を載せておりますが、第2条の3項で、我が国の漁業生産の増大を図ることを基本とし、これと輸入とを適切に組み合わせて行うという方針が理念において明らかにされた上で、その輸入の組み合わせ方につきましては、第19条の第1項で、我が国の水産業により需要を満たすことできない水産物は輸入を確保する。その一方で、無秩序な水産物輸入によって水産資源の適切な保存管理と安定的な国内生産に重大な支障が生じないよう、輸入制限等の措置を講ずるということが明記されております。

具体的には、 ですが、我が国の水産業による生産では、消費者や加工業者等のニーズに応えられない場合には、輸入を確保することが国民への水産物の安定供給を確保することにつながるけれども、 にありますように、輸入のあり方によっては、国内で講じております資源管理措置の効果が減殺されてしまうとか、国内生産品との競合等の結果、天然資源である水産資源の持続的利用に支障が生ずるようなことも考えられるので、そういう場合には必要な措置をとるとというのが基本法の整理であります。前回、二村委員から輸入というのが直ちに悪であるというのはおかしいという御指摘がありましたけれども、今御紹介いたしましたように、基本法上は、輸入が直ちに悪であるという整理にはなっていないということを御理解いただきたいと思います。

4ページで幾つかの事例を紹介しております。

のエビでは国内の需要が一貫して増加してきております。国内生産はずっと低い水準にありまして、賄い切れなくなっているということで輸入が増加しているわけです。今後とも我が国の漁場でエビの需要を満たせるほどの生産の増大が見込めないとすれば、引き続き輸入の確保が必要であるというようなことだと思っております。

一方で ですが、右側でいきますと、下のサバというグラフが対応しますけれども、サバとか、アサリとかは近年国内の生産量が減少しておりまして、これを補う形で輸入が増加しております。こうしたものについて、我が国の漁場に本来需要を満たせるだけの生産力があると考えられる場合には、今後資源の回復等によって国内生産の増大を図っていくということが基本法の考え方であるということでございます。

なお、I Qの関係ですが、I Q制度のもとでは、需要動向に応じた弾力的な運用が困難ではないかということが二村委員からの御指摘だったと思っておりますけれども、I Q制度自体が資源の適切な保存管理と国内生産の確保の観点から設けられている制度でありますので、そういう制度の趣旨からしますと、一時的な需要増に対応して、その運用を弾力的に、あるときには緩和していくというのはなかなか難しい面があるのではないかと思います。

5 ページ、金額ベースの自給率目標の取り扱いについての問題です。

アのところで、前回は御説明いたしましたように、金額ベースの自給率目標につきましては、重量ベースでは評価し得ない経済的な側面における評価に資するものであるということだと思います。そういう観点から、2年前につくりました食料全体の自給率目標の設定におきましては、 にありますが、カロリーは低いけれども、単価が高い野菜については相当程度国内生産によっているという現状があるわけですが、そういう現状がカロリーベースの自給率の中では十分に評価されないの、あわせて金額ベースの自給率を示していこうという整理がなされたわけです。

右側の資料の一番下ですが、そのとき設定されました食料自給率目標、これは 22 年度になりますが、カロリーベースは 45 %ということになっておりますが、金額ベースでは 74 %という目標が掲げられております。平成 10 年で見ましても、カロリーベースの自給率は 40 なのに対して金額ベースでは 70 ということで、かなり大きな差があるということで、そういった扱いがなされたわけです。

ウになりますが、これと同様に、水産物の自給率目標の設定におきましても、主に国内生産により供給されているものと、主に輸入に依存しているものについて価格に大きな違いがあるとすれば、同様に数量だけではなくて、水産においても金額ベースの目標を示すことに意義があるのではないかと考えたわけですが、試算をしてみました結果は、ほとんど同じような数字になっておりまして、必ずしも独自の評価にはつながらないのではないかと考えられます。

前回もちょっと紹介しましたが、右側の参考のところにあります、重量ベースでは 55 %ですが、金額ベースの自給率をはじいてみましても 54 %ということではほとんど変わりません。確かに輸入水産物の単価は高いわけですが、それは一定の加工が施されている、フィレになっているとか、えらだとかが取られているという一定の加工が施されている形で入ってくるものが多いので、それを原魚換算してみますと、単価に大きな格差はないということが原因ではないかと考えられます。

それに加えて、前回御指摘いただきましたように、金額ベースで自給率を計算することになりますと、性格の異なる単価を用いなければいけないということと、将来の単価はなかなか予測が困難であるといった不確定要因も多く抱えているということですので、そうしたことを考えあわせてみますと、あえて金額ベースでの自給率の目標値を示

す意義というのは乏しいと考えるべきではないかというのが前回の指摘を踏まえた検討の結論でございます。

3点目ですが、輸入の非食用魚介類の取り扱いの考え方の整理です。アにありますとおり、これまで水産物につきましても食料需給表等におきましては、非食用も含む自給率の数値を示してきました。この場合、輸入される非食用魚介類については、そのほとんどが魚粉の形で入ってくるものですから、それが食用に仕向けられることはないということで、分母の国内消費仕向量からは除外してきたというのがこれまでの取り扱いです。

一方で、分子の方ですが、国産の非食用仕向けの魚介類というのは、非食用も含んだ自給率の計算上は、そういうものを分子の中で計算してきました。こういう計算の仕方というのは、イのところに書いてありますが、需要動向によっては、今は非食用に、要は魚の餌として仕向けられているけれども、いざというときには食用に供し得るということで、それを食用に供した場合の需給の度合いの数値として示してきたということではないかと整理されます。いわば、食用への潜在供給力としての自給率、そういう意味を持つ数字として算出してきたというふうに理解できるのではないかとございませぬ。

これに対しまして、ウですが、水産基本計画において示す水産物の自給率の目標におきましては、用途にかかわらず全体の国内漁業の水産物の供給力を示すということにしておりますので、分母の国内仕向量に輸入の非食用魚介類を含めることが適当ではないかとございませぬ。

文章で説明するとわかりづらいのですが、7ページに具体的な計算例を示しております。ベースとなるデータは下の括弧の中をものをベースにしておりますが、従来の方法というのは、右側にありますが、これは非食用を含む全体の自給率の計算方法ということですが、分子から輸入の非食用魚介類を除くという計算の仕方です、いわば食用可能な自給率ということで 65 % というふうに算出されていたわけですね。今後は、左側にありますが、非食用を含んだ自給率としては、分子に輸入の非食用魚介類を含めて計算しますと 55 % になるということで、大きく数字が違うわけですが、こういう取り扱いを変えるといいですか、今までの非食用も含む自給率というのは、ただいま説明いたしましたように、広い意味では食用の自給率の不測の事態版みたいな性格のものだったものが、今度は非食用の需要を含めて、それに対して国内生産でどれくらい対応していけるかという数字を計算することですから、違うものをつくっていくんだというふうに理解していただいた方がよいのではないかと考えております。

以上のような整理のもとに、8ページですが、今後の自給率の目標の示し方としては、金額ベースの自給率というのは無理に出す必要はないのではないかと整理でいいとすれば、左側にありますように、魚介類(全体)のうち食用、あとは200海里内の自給率という区分で出していくということになるということでございます。

続きまして、資料2です。資料1で自給率設定の仕方について整理できますと、その次の作業としては、数値目標をどうするのかということになるわけですね。資料2は数値目標の設定に向けた検討用の資料として作成したものですけれども、今回は具体的に数値目標を幾つにするんだという数字は示しておりませぬ。今後設定に向けてどのような作業をしていくのかを理解していただくためにつくった資料というふうに思っていたかと思っております。

まず、1 ページですが、数値目標設定に当たっての条文上の考え方を整理しております。前回は御説明いたしましたけれども、アにありますとおり、基本法の条文におきましては、「我が国の漁業生産及び水産物の消費に関する指針として、漁業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定める」という規定があります。それはただ単に数字を掲げるということではなくて、分子となる我が国の漁業生産、分母となる水産物消費、その両面にわたってどのような課題があるのか、その課題が解決された場合にはどんな姿が見込めるのかということを経済としてあらわしていくという考え方でございます。

そこで、この資料では漁業生産と水産物消費、今までどのような勢をたどってきたのかということと、これまでの勢を踏まえて、今後関係者がどのように課題に取り組んでいって、その場合に、ということが将来見込めるかということ整理してみたということでございます。

2 ページ以降は生産面の勢と今後の課題を整理しております。

2 ページは生産全体の概観でありまして、これは何度も説明しているものですので、省略いたします。

3 ページからは、生産のうちの魚介類の生産動向と今後の課題を、遠洋、沖合、沿岸、養殖といった区分で整理したものでございます。

(1) の遠洋漁業の勢については、右のグラフでおわかりのように、戦後、漁場の拡大により生産量が非常に増加いたしまして、右側のグラフにありますとおり、昭和 48 年が 339 万トンということでピークですが、その後、200 海里体制への移行、公海漁業の規制の強化ということから生産量は減少傾向で推移しております。

イですが、今後も漁獲量全体としては減少傾向で推移するものと想定せざるを得ないと考えられますけれども、こうした中であっても、 にありますような、国際的な資源管理にどのように積極的に協力していくのか、あとは にありますような二国間での交渉や協力、こういったようなことに関係者が一体的に取り組むことによって、どの程度の生産の維持が見込めるのかということを経済として検討していくことになるということでございます。

以下同様の整理の仕方をしてありますが、4 ページは沖合漁業です。沖合漁業の勢につきましては、右のグラフにあるとおり、60 年前後までは生産量が一貫して大きく増加してきたわけですが、ピークとしては、昭和 59 年 696 万トンというのがピークになっております。近年ではマイワシ、マサバなどの多獲性魚の資源変動ですとか、底魚類の資源悪化から生産量が大きく減少しております。今後の漁獲をどう見るかということにつきましては、多獲性魚が自然変動に大きく影響されるということで、なかなか見通しは難しいのですが、これまでの勢を見ますと、急にこれが好転するというのも見込みがたいので、やや減少ないしは横ばい傾向で推移すると想定されるわけです。そうした中で、漁獲量や漁獲努力量の管理を通じた資源の回復といった課題に関係者が一体的に取り組むことによって、どの程度の生産の維持増大が見込めるのかということを経済として検討していくということでございます。

5 ページは沿岸漁業です。沿岸漁業につきましては、内訳としては、サケやホタテガイのように増殖により増加したものが一方、底魚類の資源水準が悪化しているということで、二つの要因を内包しているわけですが、トータルとしては、右側のグラフにあり

ますように、最近では若干の減少ないしは横ばい傾向で推移しているということです。

今後も今のような状況で推移すると想定されますけれども、そうした中で資源管理、あとは種苗放流等の資源の積極的な培養に加えて、漁場環境の改善、そういう課題に関係者が一体となって取り組むことによって、どの程度の生産の維持増大が見込めるかを検討していくということです。

6ページは海面養殖についてですが、これは旧沿振法のもとの重点施策として、いろいろな技術の開発ですとか、対象魚種の増加ですとか、養殖漁場の拡大といった課題に対応してきたわけですがけれども、そういう成果もあって、右のグラフにあるように生産量は増加してきましたけれども、近年では主要魚種の需要の減退ですとか、過密養殖による漁場環境の悪化によりまして、生産量は横ばいで推移しております。今後も全体としては、現在のような状況で推移するものと想定されますけれども、そうした中で養殖漁場の改善ですとか、疾病の防除、あとは新しい養殖対象魚種の導入がどの程度見込めるかといったようなことを見ながら、どの程度の生産の維持増大が見込めるかを検討していくということです。

7ページは内水面漁業・養殖業です。右のグラフのとおり、生産量は全体で見ても、また養殖業で見ても、最近では減少傾向で推移しております。今後もこれまでのような趨勢が継続すると見込まれますけれども、そういう中であって、漁場環境の改善ですとか、あとは養殖の飼育方法の改善だとか、そういうことに取り組むことによってどの程度の維持が見込めるかということでございます。

8ページは海藻類です。海藻類につきましては、養殖の拡大を背景にして生産量がずっと増加してきたわけですが、近年は横ばいないしやや減少の傾向も見られるということでございます。今後もこのようなすう勢が継続して、やや減少の傾向で推移すると見込まれるわけですが、そうした中で、漁場環境の改善ですとか、養殖における栽培方法の改善ですとか、そういうことでどの程度の維持が見込めるかということを検討していくということでございます。

9ページの では消費面でのすう勢と今後の課題を整理しております。全体としては冒頭の4行に書いてありますが、水産物の消費量全体、これは食用・非食用の合計ですが、長期的には増加してきたわけですが、近年では食料供給量がほぼ頭打ちの状況になっていること等に伴いまして、横ばいで推移しているということでございます。

魚介類のうち、食用魚介類のすう勢につきましては、右のグラフのとおりで、今後も国民の健康志向が高まっているということと、高齢者の比率が高まり、高齢者の方が魚をよく食べるということもありまして、ほぼ横ばいぐらいが続いていくのではないかと想定されるということでございます。

そうした中で、10ページは消費面での課題ですが、これも前回いろいろ御議論があったところですが、消費については、一義的には消費者自身の自由な選択にゆだねられるものではありませんが、食生活指針も閣議決定されていることもありまして、 にありますような栄養特性を理解した上で適切に摂取するとか、 にありますような無駄や廃棄を削減していく、そういう課題というのは関係者が一体となって取り組むべきものでもありますので、こうした課題を前提に望ましい消費の姿としての消費量を検討していくということでございます。



下の非食用魚介類につきましては、右のグラフにありますとおり、近年減少傾向で推移しておりますけれども、今後も減少傾向が続くのではないかと想定されます。

望ましい消費の姿としては、例えば養殖生産においては、海を汚さないということで残餌の削減ということが一つの課題になっているわけですが、そうしたことを前提に、非食用の魚介類の消費量を検討していくということにしたいと思っております。

11 ページ、海藻類の消費についてです。右のグラフのとおり、長期的には増加傾向で推移してきておりまして、近年は大体横ばい傾向になっておりますが、今後もこうした傾向が継続すると想定されます。望ましい消費の姿としては、食用魚介類の場合と同様に、栄養特性を理解した上での適切な摂取ですとか、無駄や廃棄の削減といった関係者全体で取り組むべき課題ということを前提に量を検討していくということでございます。

今までの説明は、沿岸、沖合、遠洋といった部門の区分ごとで見てきたわけですが、12 ページ以降では主要な魚種ごとに、幾つかの魚種について資源管理における現状と課題を整理しております。

(1) のカツオ、マグロ等の高度回遊性魚類につきましては、アの下の方に書いてありますが、我が国は世界中の海域で漁獲しておりまして、漁獲量は、年によって変動はありますが、右のグラフのとおり、ほぼ横ばいぐらいの水準で推移しております。こうした高度回遊性魚類につきましては、国際漁業管理機関等による共同管理が必要でありまして、特にウにありますように、そういう中で適切な水準の漁獲枠を設定することや、便宜置籍漁船対策等に取り組むということが課題になっているということでございます。

13 ページはサバ、アジ、イワシ等の浮魚類についてです。これは先ほどの沖合漁業のところの説明したこととほぼ同様に、漁獲量は 63 年をピークに大きく減少しているということですが、将来の見込みはなかなか見込みがたい面があるわけですが、そうした中で、今後の課題としては、適切な漁獲努力量水準を確保するということと、その中にも含まれる課題でもありますが、卓越年級群が生じた場合の幼稚魚の適切な保護、そうしたことが課題になるということだと思えます。

14 ページのスケトウダラ、ズワイガニ等の底魚類ですが、これにつきましては近年総じて資源が低い水準にありまして、漁獲量もかつてから見れば低い水準になっておりますが、近年では横ばいで推移しております。底魚類は、浮魚類から見れば、漁獲の影響がそのまま資源の方に反映されるということですので、課題としては、適切な漁獲量水準の確保ということがより重要な課題になるわけですが、それとあわせて、種苗の放流等の積極的な資源増大を図っていくということも効果的な対策になるかと思えます。さらには、漁場環境の保全・改善ということも課題になるということでございます。

(4) のサケ、マス等の遡河性魚類についてですが、これにつきましてはほとんどが放流資源ですので、これの増大を図るためには、引き続き放流していくということとあわせて、回帰率向上のための技術の高度化を図っていくということが課題になるということでございます。

以上が水産物の自給率についての数値目標を設定していく前提としての課題の整理ということですが、今申し上げましたようなものを積み上げて、トータルとしてそういう課題が解決できたらどのくらいの国内生産の増大を見込めるかというように計算した上で自給率の目標を設定していきたいということでございます。

16 ページには研究・技術開発上の主な課題をまとめております。これは、ただいま説明しましたような自給率の向上に向けて、生産面、消費面での課題に対応していくということになるわけですが、研究開発において概ね 10 年後ぐらいにどのようなものが開発されて実用化されるのかということを一方向で見てもおきませんと、課題に取り組むといっても、そういうものが可能なのかどうかということがよくわかりませんので、どのような課題があって、どのようなものが実用化されるのかということ自給率目標の設定とあわせて示していきたいということです。その際の、今日の段階では課題の整理になっておりますが、最終的には 10 年後どういう研究開発が実用化されるのかということの基本計画の参考資料として一緒に示していきたいと考えております。

以上が資料 2 でございます。

続きまして、資料 3 です。ただいま説明いたしました資料 1、資料 2 というのは、自給率の目標設定関連のものですが、水産基本計画というのは、自給率目標を設定するだけではなくて、基本法で示された施策の方向づけに沿って具体的な施策のあり方を示すというものです。そこで、これまで 2 回のこの部会におきまして施策の方の議論がなかなかできませんでしたので、今回この資料では、今どんな水産施策が講じられていて、それぞれの施策についてどんなことが課題になっていて、それを今後どのように展開していくのかということ整理したものでございます。

まず 1 ページ目ですが、水産基本計画における個別施策の位置づけについてということで、第 2 パラグラフのところになりますけれども、基本法上の整理として、第 11 条の第 2 項第 3 号で、基本計画において「水産に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策」を記述するというようにされています。今回は、現在いろいろな施策を講じているわけですが、基本計画の策定に先立つ作業として、今講じられている施策の現状と今後の施策展開のあり方というのを、基本法の条文に沿った形で整理をしてみたということでございます。

2 ページ以降がその整理のペーパーということになります。個別施策の現状と課題というところで、構成としては、(1)として基本法でどういう政策の方向が示されているのか、(2)としてそれに関連して現在どのような施策が講じられているのか、(3)として今後の政策課題とその展開方向はどういうことなのかという構成で各条文に沿って資料を整理しました。右側には、(2)の現行の施策概要に対応する参考資料を添付しているということで資料を見ていただきたいと思っております。

まず、1の水産物の安定供給の確保に関する施策のうちの食料である水産物の安定供給の確保、条文でいきますと第 12 条です。基本法で示された政策方向につきましては、資料の一番最後に関係条文そのものもつけておりますので、省略いたしますが、こうした問題についての現行の施策というのは(2)にありますとおり 3 点ほどになります。

右側に簡単に資料を添付しておりますが、水産物の品質・衛生管理体制の整備という面では、生産段階、流通加工段階それぞれの対応が行われているということでございます。

水産物の品質表示につきましては、JAS法の改正によりまして、生鮮水産物につきましては 12 年 7 月から、水産加工品については 13 年 4 月から、そこにあるような表示事項の義務化が適用されているということです。あとは、印を付しておりますが、いわゆる

原料原産地の表示問題につきましても 14 年 2 月から、14 年 6 月から、そこにあるような品目が義務化される予定になっているということでございます。

(3) 今後の課題と施策展開の方向としては、当面は、今講じている施策に加えて何か新しい施策を打ち出すということではなくて、これまでの施策をそれぞれ充実させていくということではないかと考えております。

3 ページは第 13 条の関係です。現行の施策概要につきましては、(2) で整理しておりますように、資源管理法、漁業法、水産資源保護法等による漁獲量、漁獲努力量の規制ということと、四つ目のマルにありますような外国漁船の指導・取締りということですが、今後の課題と施策展開としては、アにありますように、資源水準に見合った漁獲を実現していくということで、今回、基本法とあわせて資源管理法を改正して創設しました T A E 制度を活用していくということのほか、アの第 2 パラグラフにあります、遊漁の適切な管理を推進するということも大きな課題になっているということだと思います。

また、イにあります、資源回復計画の推進とその実施に伴う経営に及ぼす影響の緩和、そういう対策の実施が基本法の目玉の一つでありまして、当面の大きな課題であるということだと思います。

4 ページが第 14 条の関係です。現行の施策としては、I C C A T 等の国際漁業管理機関による関係国との協力ということと、我が国遠洋漁業の指導・監督ということになりますが、今後の課題としては、便宜置籍漁船対策等への主体的・積極的な参加、あとは、W T O が立ち上がりましたけれども、そういう場での水産資源の維持的な利用に関する貿易ルールの確立のための交渉ということが重点になるということだと思います。

5 ページ、第 15 条の関係です。現行の施策としては、水研センター等によります我が国周辺水域の資源動向の把握と、国際的な資源調査・研究への協力ということになっております。今後の課題としては、まず 1 点は、資源調査というものを施策に適切に、的確に反映していけるようにするためにも、アにありますような調査内容の拡充や調査制度の向上ということが重要になります。また、ウにありますように、そうした調査研究の成果を漁業者等に提供し、納得してもらおう努力も重点になるのではないかと考えております。

6 ページが第 16 条の関係です。現行の施策としては、増殖につきましては種苗放流の実施、養殖につきましては養殖漁場の改善の促進ということが柱となっておりますが、今後の課題としては、増殖につきましては、アの第 2 パラグラフですが、漁業者が主体となった放流事業として定着させるということで、その一貫として適切な費用負担のあり方を国が示し、それを具体化させていくということも重要な課題となっております。養殖につきましては、イにありますように、養殖漁場の改善を引き続きやっていくということと、新たな魚種の開発の可能性がどういうことなのかということを進めていくということではないかと思っております。

7 ページ、第 17 条の関係です。現行の施策としては、右上の方にも整理をしておりますが、関係省庁と協力した汚水・廃棄物、有害物質等に係る排出規制を行っているほか、藻場、干潟の保護・造成等になっております。今後の課題としては、引き続きそうした規制措置を講じながら、イにあります藻場・干潟の造成を重点的に進めるですとか、ウにありますような、森・川・海を通じた環境保全の推進ということが重要性を増していくとい

うことと、一方で、エにありますように有害な外来魚の移植制限・駆除ということも緊急を要する課題になっているということだと思います。

8 ページ、第 18 条の関係です。現行の施策としては、漁獲割当量ですとか、操業水域等に関する二国間、多国間の交渉、入漁国への技術協力ということが内容になっております。今後ともこうした努力を粘り強くやっていくということが、一口で言えば今後の課題ということではないかと思えます。

9 ページの第 19 条の関係です。これは輸出入に関する措置ということになっております。現行の施策としては、輸入に関しては、沿岸・沖合漁業の主要魚種についての I Q、あとは国際資源管理措置の有効性を担保するための輸入制限ということになります。輸出に関しましては、H A C C P 方式の導入等による輸出水産物の品質向上対策ということですが、今後の課題としては、特にイにありますような、水産資源の適切な保存管理を徹底していく中で、我が国水産業の健全な発展を図っていくということで、国際的規律との調和を保ちながら、いかに実効ある輸入の制限等の措置を講じていくかということ、それについては当然国際的な漁業管理機関による資源管理措置とか、W T O の貿易ルール交渉への積極的な参加ということがあるわけです。

10 ページの国際協力の推進、第 20 条の関係です。現行の施策としては、技術協力と資金協力ということになるわけです。今後とも開発途上国の実情やニーズに即して、こうした技術協力、資金協力を継続してやっていくということだと思います。

11 ページからは二つ目の理念の水産業の健全な発展に関する施策の整理です。

まず、第 21 条の関係ですが、現行の施策としては、右側に整理しておりますとおり、融資・補助による助成措置というのが内容になっております。今後の課題としては、まずアでは、基本法では、経営政策を充実させていくという方向が示されておりますので、漁業者が自ら創意工夫を発揮して、経営改善を図っていけるような政策の枠組みを整備することが一つの重点的な施策になるかと思えます。

イでは、漁船の入手方法の多様化ということが書いてありますが、14 年度の予算で要求しておりますようなリース事業の導入ということも含めて、支援のための行政の手段・手法をより幅広いものに改善していくということが 2 番目の施策展開の方向になります。ウでは、中核的漁業者協業体等の取り組みを支援するという形での政策の重点化がもう一つの柱になるということだと思います。

12 ページ、第 22 条の関係です。現行の施策としては、許可・免許等の運用を通じた漁場利用調整、これは主に漁業法に基づいてやっているものです。そういうことと、一方で、経営状況等も勘案した上での自主的な減船への支援ということが現行施策の内容になっております。今後の課題としては、特にイにありますように、先ほどの 21 条とも関連いたしますが、こうした漁場利用の合理化というのを、効率的かつ安定的な漁業経営が中心となって資源水準に見合った漁業生産を行っていけるようにするという観点から、重点的に行っていくということだと思います。

13 ページ、第 23 条の関係です。現行の施策としては、人材の育成確保という面からは、普及事業による指導ということと、それを裏打ちするための無利子の改善資金の融資のほか、海難防止のための指導ですとか、各種教育ということが内容になっております。今後の課題としては、アにありますように、漁業外部からの新規参入も含めて、将来漁業を担

うべき人材を多様なルートを通じて確保していくということと、そのための基礎条件として、イにありますように、漁ろうの安全の確保ですとか、漁業従事者の労働条件の改善を図っていくということが重点になるということでございます。

14 ページが第 24 条の関係です。現行の施策としては、各種災害補償制度、右側に制度の概要を載せておりますが、損害の補てん、補償ということと、調整保管事業による価格の安定化等が現行施策の内容となっております。今後の課題としては、これらの制度が漁業者にとって活用しやすくかつ実効の上がるようなものに制度のあり方や運用を見直していくということだと思います。

15 ページ、第 25 条の関係です。現行の施策としては、加工施設等の整備、産地市場の統合の指導ということが施策の概要になっております。今後の課題としては、水産基本法では、その名前のとおり、漁業部門だけではなくて、加工・流通部門も含めて、国民に対する食料供給産業として位置づけて、施策対象に明確に位置づけられたわけですので、加工・流通面におきましても、アからエにありますように、これまでも施策を何もやってこなかったということではないのですが、各般にわたる施策の充実を図っていくということでございます。

16 ページ、第 26 条の関係です。基盤の整備の関係の現行施策としては、( 2 ) にありますとおり漁港の整備、沿岸漁場整備、共同利用施設の整備を行っておりますけれども、今後の課題としては、これらをばらばらに行っていくということではなくて、アにありますとおり、資源の増殖から漁獲、加工流通まで一貫した水産物の供給システムを構築するという観点に立って、これらを総合的、一体的に推進していくということと、イにありますとおり、これらの事業効果をいかに出していくのかということが重点になるということだと思います。

17 ページ、第 27 条の関係です。現行の施策としては、水研センターや都道府県水試等による技術開発ということと、あとは普及員による普及ということが中心になっておりますけれども、今後の課題としては、そうした試験研究を、アにありますとおり、集中化しかつ効率化を図っていくということ、そのためにも、イにありますとおり、関係機関の連携を強化していくということ、あとは、ウにありますように、普及の面においても重点化を図っていくということが今後の方向ではないかということです。

18 ページは第 28 条の女性の参画の促進の関係です。現行施策としては、女性に対する研修の実施ですとか、拠点的な活動に必要な施策の整備を行っております。今後は女性の役割分担の明確化を通じまして、その役割が適正に評価され、一層活躍の場が広がるような各種環境整備を推進するということだと思います。

19 ページ、第 29 条の関係です。現行の施策としては、高齢者が主体となった実践活動への支援ですとか、高齢者に配慮した施設等の整備という形で行っております。今後は、高齢者が持っている技術ですとか能力、そういったことをさまざまな面で活かしながら、かつ福祉の向上に資するということになるように施策の充実を図っていくということだと思います。

20 ページ、第 30 条の関係です。漁村の総合的な振興ということですが、現行の施策としては、一番上のマルにありますとおり、水産業の振興について、これまで説明してきましたような施策全般が漁村の振興に役立っているということになるわけですが、それに加

えまして、二つ目のマルにありますような、漁港をはじめとするインフラ整備というハード面と、三つ目のマルにありますような地域資源を利用した特産品づくり等の活動への支援というソフト面での対策ということで今やっているわけです。

今後の対策としては、アにありますように、地域に、水産関係だけではなく、広く就業機会をつくっていく。そして、イにありますように、その際に水産業の基盤整備と生活環境の整備を一体的に進めるということで、地域全体が面として定住条件が整うようにしていくということでやっていく。これは基本法が示した新しい政策の方向づけですので、このためには、ウにも示しておりますけれども、水産庁の施策だけということではなくて、各省庁の政策の連携ということも重要になるということだと思います。

21 ページ、第 31 条の関係です。現行の施策としては、ブルーツーリズムの推進、漁業体験活動施設等の整備、遊漁船業の適正化等が現行の施策になるわけです。今後の課題としては、こうした都市と漁村の交流というのが、これまでとはかく漁村ですとか、漁業者側の利益につながるよという観点から行われてきた面があるわけですが、アの第 2 パラグラフに書いてありますとおり、都市住民にとっての漁村の魅力を高めて、イにもありますとおり、海洋性レクリエーションを求める国民に対する安全性の確保ですとか、そういった面で都市住民に開かれた漁村づくりを進めるという視点を強めていくということが政策の方向として重要になっているということだと思います。

22 ページが第 32 条の多面的機能に関する施策の充実の関係です。この点は水産分野にとって全く新しい政策領域でありまして、( 2 ) にありますとおり、現行の施策としては、基本法の制定を受けまして、本年度から多面的機能に関する基礎的な調査を開始したばかりであります。今後の方向としては、アにありますとおり、国民に対する多面的機能に関する情報提供によりまして、理解と関心を深めながら、多面的機能に役立つ、イにありますような事業を推進し、そして、将来的にはウにありますように、国民の理解と支持を得ながら、新しい具体的な施策のあり方も検討していくということではないかということでございます。

次に、23 ページは第 34 条の団体の再編整備です。現行の施策としては、漁業協同組合併促進法によります系統組織の取り組みへの支援ということが中心になっております。今後の課題としては、漁協だけではなくて、これは共済団体等にも共通して言えることですが、団体組織のあり方というのは、一義的にはその団体自身の問題でありますので、その自主的、主体的な取り組みを基本に、国はそれを側面から支援するというところでやっていくということではないかと思えます。

以上が現行の水産施策につきまして、基本法の条文ごとに現状がどうなっていて、今後の施策方向をどのように考えているのかということを整理したものです。最終的な水産基本計画におきまして、今後の施策の方向をこれから書いていくわけですが、その際には、本日整理いたしましたうちの( 3 ) の部分を各条文ごとに示していくということでこれから作業を進めていきたいと考えているところでございます。

続きまして、資料 4 でございます。資料 4 は、水産基本法上、基本計画の計画事項とされているものではありませんが、基本計画の策定作業と並行して、将来の漁業生産構造の見通し、展望作業を進めたいと考えておりまして、その作業の進め方等をまとめたものでございます。

1 ページに基本的な考え方を整理しております。基本法におきましては、水産物の安定供給の確保に並ぶ理念として、水産業の健全な発展というのが位置づけられております。個々の漁業経営にとってみますと、水産基本計画の策定、特に自給率の目標設定によりまして、10 年先我が国全体でどれくらいの国内漁業生産が見込めるのかということが示されることとなりますので、それ自体が一つの指針になるわけですが、これに加えまして、将来見込まれる国内漁業生産を担う経営体の数だとか、漁業従事者がどうなるのかという漁業生産構造の姿も展望できれば、それはより一層経営の指針として意義あるものになるのではないかと。さらには、それが理念である水産業の健全な発展に資することになるのではないかと、そういった考え方に基づいてこの展望作業を進めたいということでございます。

具体的な進め方については2にまとめてありますが、基本計画自体が10年程度先を見通して自給率目標等をつくっていくということになっておりますので、それと整合をとる格好で、この生産構造の展望作業についても10年程度先を見通して、特に経営体の数と就業者の数に着目して展望していったらどうかということになります。

ただ、その際、  
、  
でまとめてありますが、沿岸漁業についてはある程度見通しがやりやすいのに対しまして、沖合・遠洋漁業というのは、そこに書いてありますように、漁船の大きさも様々ですし、経営体の形態も様々ですし、将来の姿をどういうふうに見込むのかということについても、国際情勢がどういうふうになっているのかとか、経営環境がどういうふうになっているのか、さらには、沖合・遠洋漁業につきましては、大臣なり知事から許可をもらって操業しているということですので、許認可の運用をどういうふうにしていくのかという問題と直接絡む問題ですので、沿岸漁業から見るとなかなか見通しが難しいという事情がありますので、当面は、沿岸漁業についての作業を優先してやっていきたいと思っております。

(2) ですが、その際、展望する沿岸漁業の生産構造としては、単に総経営体数がどうなる、総就業者数がどうなるということだけではなくて、経営のうち、統計上の区分でいきますと、専業漁家だとか第一種兼業漁家、そういうものが今どうで、将来どういうふうになるのかという位置づけも明らかになるように展望していきたいということと、2 ページですが、その展望についても、今幾つあって、今までの趨勢が継続した場合には、将来幾つになるというようなすう勢値の将来の姿ということだけではなくて、基本計画、自給率目標の中では、将来資源回復が行われた後の我が国の漁業生産の数量も、数値も示されるわけですので、生産増大が見込まれる際に、それを生産面で、どういう格好で生産を担っていったらいいのかという、一定程度の望ましい生産構造の姿という両面から示していきたいと思っております。

(3) のすう勢値につきましては、基本計画、自給率目標と関係なく展望作業を行おうと思えばできるわけですが、  
の部分につきましては、自給率目標の設定によりまして、将来どの程度の漁獲が見込めると想定するのかということと関連いたしますので、この作業全体としては、基本計画の作業と並行して進めていきたいということでございます。

以上は生産構造面での展望作業ということになるわけですが、(4) にありますように、生産構造を構成するそれぞれの経営体の姿、特に先ほど施策編でも説明いたしましたけれ

ども、21 条では効率的かつ安定的な漁業経営というのが規定されているわけですが、そういう効率的かつ安定的な漁業経営に備えられるようなコストダウンや付加価値向上の方法ですとか、資源管理への取り組みですとか、そういった望ましい取り組みというものを代表的な漁業種類ごとについて整理するような作業もあわせて進めていきたいということでございます。

今日資料がたくさんあったので、非常に早口で説明をいたしましたけれども、事務局からの説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

中村部会長 ありがとうございます。

### 質疑・討議

中村部会長 大変たくさんの資料を要領よく説明していただきましたけれども、これから質疑と意見交換ということにしたいと思えます。資料を一括してというわけにもまいりませんので、一つずつ処理をしていきたいと思えます。

まず、資料1、水産物の自給率目標の設定に当たっての基本的考え方ということで、これまでの検討の結果、ある程度合意したものの、それから残された検討課題について、このような考え方ではいかがなものかという資料がまとめられているわけですが、資料1について、果たしてこういう考え方ではよしいのかどうか、あるいはさらにこういった疑念が残るということについて御意見などをちょうだいできればと思えます。どなたからでも結構でございますのでお願いいたします。

中田委員 7ページの魚介類の需給の現状(平成11年度ベース(速報))という中で、原魚換算というのがありますが、輸入量、通関ベースで330万トン原魚換算にすると573万トンであると、この算出方法というのはどういうふうになっているのか、お伺いしたいと思います。

今井企画課長 これにつきましては、前回たしか川合委員からもどういう換算の仕方をしているのかという指摘があったと思えます。食用については全部トータルで1.4、非食用はトータルで4.8としておりますが、実際上は、例えばマグロについては幾つを掛けるというような、魚種ごと、形態ごとに換算する数値を事務的に用意しておりまして、それに対応しているということでございます。

前回、川合委員から指摘がありましたのは、今は世の中の動きが目まぐるしくて、今まで予定していなかったような形態のものも入ってくるだろう。そのときにはどういう対応をするんだという指摘だったのですが、それは数字として通関統計にあらわれるようなものにならないと、1.4を掛けるのか、1.5を掛けるのかということを決めたとしても、掛け合わせる数字がわかりませんので、ある程度量がまとまって、新しい形態として定着したようなものになった段階で換算率を設定し、それを加重平均したものが、ここでは1.4と4.8というふうを示しておりますが、内訳としてはそういうものが用意されているということでございます。

中田委員 もう一つ、自給率算出の方法で、水産物の消費仕向け量分の生産量ということになると、ここに輸入量が入ってくるわけです。そうすると、輸入の数量なり金額なりによって自給率というのは大幅に変わってくるわけです。極端なことを言うと、生産量は



少なくなっても、輸入量がそれ以上に少なくなってくれば自給率は増えるわけです。実際の生産は減っているようですけども、輸入も減っているということになると、自給率が増えるということですね。それはしょうがないんですね。

今井企画課長 たしか1回目のときに資料に書いてお示ししたと思うのですが、自給率は、端的に言えば消費分の国内生産量で示されますので、今御指摘がありましたように、国内生産量が減ったとしても、それよりももっと消費量が減ってしまえば、自給率は上がってしまうということもありますし、今御指摘のような、輸入の取り扱いについても、輸入が増えても、国内生産量がそれ以上に増えれば、自給率が上がるということになります。

以上のように、分母と分子が両方とも変動するので、どういうときに上がるということがなかなか一つのものとして示せない。ただ、1回目のときにもお示しましたし、今日資料2でも御説明しましたけれども、分母となります国内の消費量につきましては、我が国におきましては水産物に根強い需要がありますので、分母自体がこれから急速に縮んでいくということは見込まれませんので、全体的な方向としては、国内生産量の増大を図っていくということが自給率を高める基本的な対策になります。逆に言いますと、自給率目標を定めたとしても、それが国内生産量の増大ということで裏打ちされたものでないと、漁業者にとっての指針にも何にもならないということになりますので、そこは幸いなことにか、分母の需要というのはほぼ一定のものが見込めますので、大まかに言えば、国内生産を資源回復等によってどれくらい増加を見込んでいくんだという中で、自給率向上の目標をつくっていきたいと思っているということでございます。

中村部会長 よろしいですか。

中田委員 はい。

中村部会長 二村委員、中村晃次委員、この間の検討課題で、こんなふうな考え方でということについていかがですか。

二村委員 よろしいのではないかと思います。

中村(晃)委員 私も結構でございます。

中村部会長 ほかに御意見ございませんか。

二村委員 自給率の算出は非食用も分母に加えるという方式でいくということになるわけですね。

今井企画課長 はい。それは資料の1ページ目になりますが、非食用も含めた、用途にかかわらず、日本国内にある、魚粉だとかの需要も含めた総需要に対する国内生産の力というのがトータルとして幾つだということを示すのと、その内訳として食用については幾つだということ全体と、うち食用という形で示していくということでございます。

二村委員 要するに、非食用といったら飼料でしょう、ミールになるわけですね。ちょっと別な話ですが、穀物などの自給率というものがあるとすれば、餌の穀物なども分母に含めた形で出されていることになるわけですか。

今井企画課長 今日参考資料をお配りしておりませんが、また次回にでもお示ししようと思いますが、食料・農業・農村基本計画の中で示しているものにつきまして、穀物につきましては、例えばトウモロシだとか大豆だとか、そういうものについて、餌に回っているものと、油を絞るための大豆だとか、いろいろなものがあるわけですが、全部込みの自

給率と、あとは、うち主食用で使っている自給率を分けて農業の方では出しております。

中村部会長 ほかに、どうぞ。

植村委員 参考までに、例えば漁業者が自家用にしておるものとか、あるいは遊漁者が持ち帰っておるものは数字の中に入っているのですか。見込みとか、そういう形で何か入っているのですか。

今井企画課長 数字は、基本的には統計の数字を使っておりますので、自家消費部分は生産統計の中に入っています。ただ、遊漁で捕っているものについては、前回も御説明しましたけれども、なかなか補足し切れないので、今も外枠になっておりまして、計算の中には数字として入っておりません。

さらには、遊漁については、何年かおきに事例的に調査をしているのですが、事例的に調査をしている数字というのは、船で釣っている漁獲量というのは把握することはできるのですが、陸から釣っているものは全く数字がつかめておりませんので、そういうものは数字の中に入っていないということでございます。

中村部会長 自分で食べているものは漁業生産量の中に入っているということですか。

今井企画課長 統計上のものはもう一度確認いたしますけれども、遊漁については基本的には入っておりません。

中村部会長 これをもとにして目標の数値を設定していくということですが、何か御意見があればお願いいたします。

資料2の方へ移ってもよろしいですか。

それでは、今度はさらに自給率目標設定の関連ですけれども、日本の漁業生産と消費のすう勢、今後の課題、これは実際に数値を計算する上での裏付けになる資料ということだと思っておりますけれども、これについての御質問なり御意見なりをいただければと思います。

川合委員 自給率目標のところでは混乱させるといけないと思ってあえて言わなかったのですが、3ページの遠洋漁業の部分について、ここに書いてありますので、どうしてくれるということではないのですが、実際の問題として、輸入が国産品かという境目が必ずしもはっきりしていないということが現実にはあるということです。特に外国200海里の中の操業というのは、その国のルールに従って、日本の漁業者が、例えば合弁、あるいは向こうのフラッグ、あるいは用船方式とか、ある意味では弾力的、多様な方式でやっておりますので、通関上は、日本の漁業者の息のかかっているものが輸入で入ってくるという実態がありまして、恐らく将来これはいろいろな形で、特に国際的に需給が逼迫しているような魚種については行われてくるのではないかと思います。

したがいまして、それをどういうふうにするか、もちろん自給率目標の設定の中でそれを勘案するということは全く無理なことです。それは資料1のところを考えをまとめたとおりでいいのですが、そういう実態があって、しかも、それがより弾力的といいますか、いろいろな形が出てくるということはどう押えていくのか。資料3の方でもそこを押さえて書いておられるようですので、よろしいのですが、自給率目標にそういう限界があるということがあるのではないかと思います。

今井企画課長 その点につきましては、第1回目の自給率の算出方法とかで御説明したと思うのですが、国内農業と一番違うのは、遠洋漁業という格好で漁獲しているもの、それが日本のフラッグのものであれば、間違いなく国内生産の数字の中に入っているわけですが、その取り扱いというのは、通関上、内国貨物の扱いになるのか、それとも輸入の貨物として扱われるのかという取り扱いの違いにかかっておりまして、これは財務省の事細かないろいろな通達の中で、一つ一つ整理されているわけです。そこは水産庁で、こういう合弁の形のものはどうこうということはなかなか難しいので、通関上の整理にあわせてやっていくということにならざるを得ないと思います。

もう一つは、今回はそういうことを念頭に置いて考えているわけではありませんが、資料1の1ページ目のところで、これまでの議論でほぼ合意がなされていることというところの一番最後のところで整理をしておりますけれども、今回は不測の事態の対応みたいなことも念頭に置いて、200海里内での漁獲を参考数値として示していこうというふうにしておりまして、そこは今御指摘があったような合弁だとか、そういう格好のものではないのですが、もっと大きくりに、うち200海里での漁獲というものを示せば、少しはその辺のもやもやが解消できるのではないかと考えております。

川合委員 それはそれでよろしいのですが、私が強調しておきたいのは、そういう努力をしていることによって我が国の漁業生産が行われているということで、自給率目標の外に、そういう努力の結果、輸入という形で入ってくるものがあるということを示し上げたいということです。

矢野委員 お伺いしたいのですが、栽培漁業ということがこれからますます重要になってくると思います。恐らく沿岸漁業の中に含まれると思うのですが、栽培漁業というのはまだまだ一般の国民の方に認知されていないような気がするのです。それは遊漁者とのいろいろな問題を含めてだと思っておりますが、栽培漁業の存在を示す方法はないのか。資源管理部会の方でいろいろ教えていただきました限りでは、魚種によっては何%というのがつかめているものがあるようですけれども、全体的にはまだまだ難しいようですが、栽培漁業というのが我が国の漁業生産にとって大きな役割を果たしているということを示す方法はないかなと思うのです。

今井企画課長 資料2では5ページのところですが、今御指摘のあったとおり、いわゆる栽培漁業と言われるものについては、この資料の整理の中では沿岸漁業の中に入っております。アの説明のところでもありますとおり、「サケ、ホタテガイ等のように増殖により増加したものが一方」と、ここの部分がいわゆる栽培漁業に相当するところです。これは今後の作業のやり方を記述しているところですので、このままの格好で外に出るわけではないのですが、今御指摘があったような話でいきますと、今日説明した資料では資料3の6ページですが、基本法の条文上、第16条で水産動植物の増殖及び養殖の推進というのがあります。これがまさに栽培漁業も含めた、いわゆるつくり育てる漁業をやっていくんだという条文になっておりまして、ここについての政策の展開方向が基本計画の中に位置づけられることとなりますので、その書きぶりについては、お示した段階で御意見をいただきたいと思っております。

実は、今日午前中に、いわゆる「白書」の審議を行ったわけですが、現在どういう取り組みが行われていて、その成果として、サケ・マスのふ化放流が成功したとか、ホタテガ

イの増殖が非常に効果をおさめているとか、そういった様子は「白書」の中でも記述は可能ですので、今日そういう話も「白書」の方でありましたので、そちらの方でも気をつけながら書いていきたいと思えます。

中村部会長 基本計画と「白書」の中でそういうことは記述されるということです。

高柳特別委員 私も複雑にする意図はないのですが、輸入というのは、少なくとも日本国内で市場性を勘案した上で、値段も決めて、数量も決めて、ある意味では確定した、あるいはそれに近い市場に対して輸入する人が輸入して、日本に持ってくる。しかし、漁業の場合は、シーズンが来れば、市場性が低くても、恐らく漁業者の方は捕ると思うのです。そういう意味で、自給率を漁業という方から見ればそれなりの意味があるのですが、先ほど出ました自給率の限界といいますが、市場性にあつたものを供給する輸入と、魚が泳いでくれば、たとえ1シーズン前の在庫があつても、またここで漁獲をせざるを得ないというものと、これは消費とか市場とか流通という立場から見れば、少し違う性格を帯びた数字ではないかと思うのです。こういうあたりは全体の中で、どの辺で整理されてくるのかということです。

複雑にする意図は全くないのですが、先ほどの説明を伺っていて、モノの市場性、この中で使われている言葉ならば輸入と国内の生産ということを見ると、川下から見たときに市場性ということで少し意味合いが違うのではないかということを感じております。

今井企画課長 確かに、今御指摘がありましたように、農業生産の場合には、何をつくるということを経営から考えて作付が行われるということがあつたのに対して、漁業の場合には、えり好みの許されない漁獲になつている面というのは確かにあつたと思うのです。ただ、自給率を算出していく場合には、前回は説明しましたけれども、分子の方は、生産努力目標ということではなくて持続的生産量という考え方で、これぐらい国内で漁獲したとしても、それは将来の資源に対して悪影響を及ぼさない、その上限の数字はこういう数字なんだというものとして示す、そういうものとしてしか示し得ないということだと思えますので、前回は矢野委員から、持続的生産量というのは言葉として非常にいいけれども、その考え方の趣旨みたいなものは、自給率目標を設定した際には、どういう考え方でそういう言葉を使ったということとあわせてPRをするようにという指摘がありましたけれども、そういう中で、必ずしもすべてが市場性を考えたものになり切れていないという趣旨はそういうところでもし説明ができればしていきたいと思えます。

中村部会長 ほかにいかがでしょうか。

増田委員 質問を2点ほどさせていただきます。

1点目は、3ページ、4ページと遠洋漁業、沖合漁業ということで、漁船の省エネ、低コスト等ということで、遠洋漁業は国際競争力の向上、沖合漁業は経営基盤の強化ということであつたわけなのですが、自給率目標が設定されまして、それを維持していくためには、当然経営体なり、船なり、漁業従業員なり船員なりの確保ということが必要になつてくると思うのです。そういった意味では、漁船の省エネ、低コスト化ということについては賛同するわけです。ただ、こううたわれながら、最後の16ページ、研究・技術開発上の主な課題にいけますと、沖合漁業は省エネ、低コスト化、安全、漁労装置の開発等々うたわれているのですが、遠洋漁業についてはその辺がうたわれておりませんので、その辺の関係はどうなつているのか御説明いただきたいということが一つです。

それから、12 ページのカツオ・マグロ等の高度回遊性魚類の中のウ、クロマグロ・ミナミマグロ云々でうたっているのですが、非加盟国漁船、特に便宜置籍漁船による無秩序な操業への対策を講ずることが重要となっているということで、ちょっと横道にそれるかもしれませんが、無秩序な操業への対策というのは何か考えておられるのか、具体的にあればお聞かせ願いたいと思います。

以上2点、お願いいたします。

今井企画課長 1点目は、遠洋と沖合の課題と、一番後ろの研究・技術開発上の課題が必ずしも合っていないという御指摘ですが、基本的には沖合漁業のところで考えております対策は遠洋漁業にも使えるものだと思っておりますが、最後にはそごのないように整理をしたいと思います。

12 ページの便宜置籍漁船対策ですが、これは外国の便宜置籍漁船をスクラップする対策だとか、責任あるまぐろ漁業推進機構とかをつくって、去年から取り組み始めたとか、あとは、施策編の方でも御説明しましたがけれども、I C C A T等でそういうことをきちんとやっていない国からの輸入については、我が国が輸入制限をするというような対策を講じておりますので、そのようなことを念頭に書いているということでございます。

中村部会長 よろしいでしょうか。

ほかにございませんか。どうぞ。

村田特別委員 今のことに関連するかもしれませんが、4 ページの沖合漁業と13 ページのサバ、アジ、イワシ、これは当然関連していると思います。沖合漁業の中で占めるのはイワシ、サバ、ブリ等々の生産が中心だと思いますし、漁業政策の中で沖合漁業の占める位置というのは大変大きなものがあると思います。そこで4 ページと13 ページに書いてあることは概ねわかりましたけれども、私の町では沖合漁業、まき網を中心にしておりますので、昭和60年前後にこんなに捕れるのかなあと感じておりました。ところが、それから十数年した今は激減なのです。そこで、乱獲ですとか、漁海況が変化したとか、いろいろな要因がここでもうたわれておりますが、水産庁としては、これほど大幅に減少し、これから先は恐らく横ばいか、やや減少で続くだろうという推測がなされておりますけれども、やはり原因がはっきりとわからないと予測もなかなか困難だと思うのですが、その中でも最大の原因はどこにあるのか、教えていただければありがたいと思います。

今井企画課長 資料の2 ページ目を見ていただきますと、ここに我が国漁業生産のトータルの推移が載せてあります。説明資料にありますとおり、トータルで見ますと、ピークは昭和59年の1,282万トンということですが、平成12年638万トンというのが直近の数字になっておりまして、ほとんど半分の状態です。この図を見ていただきましてもおわかりのとおり、減少に最も大きく寄与しているのは沖合漁業の減少ということです。この沖合漁業の減少の最大のもは、必要でしたら、後で数字でお示ししますけれども、マイワシの漁獲の減ということでございます。

ちょうど沖合漁業がピークになっているころというのが、我が国のマイワシの漁獲が非常に大きくなっていった時期で、マイワシだけでも漁獲量が430万トン～440万トンぐらいの漁獲があったと思いますが、現在では数十万トンの水準にまで落ちてきております。そういう意味では、沖合漁業の減少、とりわけマイワシの漁獲の減ということがあると思います。

では、マイワシは何で減少したのかということになりますと、本日、資料2でも何箇所かに書いてありますが、多獲性魚類につきましては、漁獲圧力が非常に高くなって乱獲になったという要因もなくはないのしょうけれども、いろいろな試験研究者の話などを聞いてみましても、それ以上に水温だとかを含めた自然変動要因が大きいということが言われております。これは答えになっていないのかもしれませんが、人間の力ではどうすることもできないような自然変動の要因によってマイワシが大きく減少して、それが沖合漁業の減少に直につながって、我が国全体の漁獲量を大きく低下させてきたということではないかと思えます。

村田特別委員 自然環境の方が乱獲等々による減少よりも大きいということですか。

今井企画課長 トータルの1,300万トン水準が650万トン弱の水準にまで落ちてきているという要因の中で一番大きなものは何かと言われれば、定量的に分析したものがあるわけではないのですが、マイワシの減少というのが一番の要因ですから、そういう意味では自然変動要因の方が大きいということではないかと思えます。

中村部会長 非常に難しいですね、なぜ定期的に周期があって繰り返すかというのは。

村田特別委員 60年ぐらいの周期と言われておりますけれども、60年の周期というのはあるのですか。

中村部会長 それは今までの記録でそうなっているということだと思います。どなたか、知識のある方がいらっしゃれば、川口部長、何かございませんか。

川口増殖推進部長 60年というのは、過去にピークがあったのが60年ぐらい前です。それから、研究者の中には、同じような餌を食っているマイワシですとか、アジですとか、サバですとか、こういった魚の相関関係と申しますか、競合関係があるんだという説を言う人もありますけれども、定説にはなっておりません。マイワシの一番大きいのは環境の問題ですが、何年か忘れましたが、全国にありますので、系統群ごとに違いますが、北部太平洋の常磐沖あたりに産卵ふ化の場所があって、この海域の資源は産卵はたくさんあったのですが、ふ化して、仔魚（卵囊を持った赤ちゃん）、稚魚になって、1年魚、2年魚となっていくわけですが、その最初の段階での資源への加入がどうもうまくいかなかったということが2年続けてあったのです。それを契機にガタガタッと落ちてきたということが言われております。

中村部会長 これは10年先の自給率目標ですから、何十年という先ではないので、いいかもしれませんが、これだけ変動の大きい魚種ですと、自給率の目標をつくる上では難しいところがありますよね。

村田特別委員 わかりました。

中村部会長 矢野さん、どうぞ。

矢野委員 今のお話にも関係してくると思うのですが、資料2の16ページの海洋・環境というところで、潮流の変動を観測することとか、温暖化などによる水産資源への影響の解明ということで、この部分は非常に重要になってくると思いますので、ぜひ計画の中でもしっかりとした記述をしていただきたいと思えます。実際、沖合だけではなくて、先日の報道でも、宇和島の方の真珠貝養殖ですか、あこや貝の生育が悪くて養殖生産が激減しているということで、その中でも海水温が平均2度ぐらい上昇しているというお話も聞

きました。それから、この関連ですと、有明海でノリ養殖、アサリ養殖の深刻な問題がありますし、そういう原因究明も含めた研究調査ということがこれからますます重要なテーマになってくると思います。

それと、ついでで恐縮ですが、3の方で、これは再資源化というテーマですが、15ページの一番下で加工廃棄物、流通資材等の処理及びリサイクルを推進するという記述があるのですが、たびたびテーマになりますFRP船、この処理技術は現在どういうふうに進んでいるのか、それと漁網なども相当廃棄する量があると同様ののですが、今、単なる廃棄だけではなくて、それを再資源化、リサイクルする方法が確立されているのか、それとも何らかの方針がとられつつあるのかということをお伺いしたいと思います。といいますのは、あらゆるものを再資源化するという流れはずっと進んでおりますので、水産関係としても率先して具体的な方策も含めた指針を確立した方がいいのではないかと思います。

中村部会長 それは基本計画にも関係するわけですがけれども、御要望ということでいいですか。

川合委員 15 ページですが、遡河性の魚類で、数字自体は確かに生産量が10、11、12と減ってきておりますけれども、イのところで、資源の増大を図るために云々と書いてありますが、今の需給事情などを考えるとこういう考え方になるのかどうか。というのは、資料3ともかかわるのですが、養殖、放流というところにコスト問題というのが入ってくるのかこないのか、そろそろ入れて考えるべきではないかという感じもするのですが、いかがでしょうか。

今井企画課長 御指摘のとおりだと思います。言い訳ということではないのですが、基本的には、自給率の目標を積み上げる際には、この資料の冒頭にありますように、大まかな漁業区分ごとに、これまでのすう勢を見て、今後の課題はどんな課題があって、技術開発の開発見込みなども踏まえた上でどこまでできるのかということ積み上げて出しているかと思っています。

後ろにつけましたのは、そういうことだけではなくて、魚種ごとにどんなことが問題になっているのかということをつけたわけです。直ちにサケ・マスの遡河性魚類が自給率の積み上げの数字に反映されるということではないのですが、ただ、今御指摘のありましたとおり、養殖についても言えることですが、需要との関係、コストとの関係、そういうことも踏まえた上で積み上げ作業はやっていきたいと思えます。

中村部会長 ということだそうでございます。

ほかによろしいでしょうか。

ここまでが自給率関係の資料と、それに基づく議論ということですが、自給率関係についてはよろしいですか。

それでは、次に、自給率以外の、先ほども一部お話が出ておりますけれども、水産施策の現状と今後の展開方向というのは、自給率以外の部分について基本計画にこれから記載されていくということについて、基本法の条文に即して、こういう現状があって、これからの課題と展開はこうですよということが整理されているわけです。この整理の仕方といいますか、現状の認識についての御意見をいただきたいと思えます。資料3ですが、もちろん思いつかれたら資料2とか資料1にさかのぼっていただいても一向に構いませんが、中心は資料3の問題について御意見をいただければと思えます。

井川特別委員 11 ページの効率的かつ安定的な漁業経営の育成のところですが、これは大変重要な問題で、(3)で整理してあるようなことで、漁業者自らの創意工夫、イデリースの事業の関係だとか、先ほど課長から説明がありましたようなことで、ウで政策の重点化というようなことをお書きになっておりまして、制度資金のことについて触れているのですが、制度保証について触れられていないということで、制度資金と中小漁業融資保証保険制度ですか、制度保証は車の両輪という位置づけになろうかと思えます。そのところが、今いろいろな事情があって、制度面あるいは制度の運用面でいろいろな課題を抱えているのではないかと思います。そのところをきちんと整理していただく必要があるのではないかと思います。この辺のところは、私どもも実務をやっておりまして、関係者でも話をしているのですが、いろいろと悩ましい点多々あるので、この辺ぜひお願いしたいと思います。

増田委員 質問が多いので2回に分けてやりたいと思えます。資料3は、時間がなくてよく説明できないので、よく読んでくるようにということで読みましたら質問が多くなりまして、簡単に質問させていただきます。

1点目は、2ページ目のJAS法の関係ですが、今日プレスで発表させてもらったのですが、多分明日あたりの業界紙に載るのではないかと思います。うちの組合の組織で、全国30の都道府県、100ちょっとの市町村で、刺身まぐろのパックの表示の調査をさせていただきました。非常にいいかげんといいますか、水産物に関しては昨年7月1日以降適用になったということですが、細かくは明日の業界紙を見ていただければと思うのですが、特に輸入が6割を超えるメバチ、キハダの表示については2桁いかないというパーセンテージが出ておりました。店舗数は193店舗、商品は1,050ほど調べさせていただきました、そういう状況になっております。

その関連で、今後の課題のイの方に、水産物の表示の適正化を推進するとうたっているわけですが、先ほども企画課長の方から、これは急に手のひらを返したように、これという大きなものではない、現行をさらに充実させていくんだという御説明があったと思えます。そういった関係を調べたというのは、今年IUU漁船、遠洋マグロ漁船の関係で、まず第一弾として調べさせていただいたのですが、そういう実態にありますので、現行をさらに充実という形ではなくて、さらに強行に法の遵守といいますか、もっと具体的に実施していただければということで、要望を含めてお願いしたいと思います。要するに、輸入に対する原産地の国名が、不明が多いということでもあります。

次は3ページであります。排他的経済水域等ということで、これを読むと我が国のEEZ内のことを言われているのではないかと思います。気になりますのは、(3)のアの「あわせて、外国人漁業」という表現があるのですが、この外国人漁業というのは、私が見る限りEEZ内で外国人漁業という関係が出てくるのかどうか、私の読み違いなのか、御説明いただければと思います。

次に4ページです。これはEEZ外、排他的経済水域外のことをうたっているわけですが、今後の課題の関係で、(3)のイですが、「我が国が自ら責任ある漁業国として」ということで、「公海及び外国200海里における我が国漁業に対する操業規制や指導監督を行う」、これは非常に結構なことで、理解するわけです。

ただ、沖の実態というのは、我が国の漁船の取締もさることながら、いわゆる非加盟国、



IUU・FOC 漁船がやりたい放題で、操業している日本船の邪魔をしているという話も聞きますけれども、ここは我が国の自給率なり、その関連の論議ですから、外国漁船のことを書けるのかどうかという部分もありますが、ここに書かれるのであれば、外国漁船の規制の部分についてもうたっていただきたいと思います。

間違いがあれば指摘していただきたいのですが、その辺の説明をしていただきたいということとあわせて、その関連で、右側の公海漁場における取締ということで、漁業取締船5隻を派遣しているという12年度実績の内容がありますけれども、そういった関係を含めまして、隻数の増強なりができないのか、要望を含めて説明があればしていただきたいと思います。

とりあえず、以上です。

今井企画課長 3点あったと思いますけれども、まず、12条の関係、2ページの表示の問題ですが、これにつきましては、資料でいきますと(3)のイのところ、表示の監視体制の強化ということで書いてあるとおり、今増田委員から御指摘がありましたとおり、制度というのは、つくるだけではなくて、できた後、制度の趣旨なり内容に沿って運用がきちんとやられていくということも重要ですので、そういうことも込めて、表示の監視体制の強化ということも文章としても記述しております。先ほど口頭では、新しい施策を打ち出すということではなくて、こうした制度を充実させていくというふうに御説明しましたけれども、それは当然表示の監視体制の強化を含めてということでございます。

次に3ページの関係、外国人漁業があるかという話ですが、我が国の200海里内におきましても、我が国の許可を得れば外国人の操業は可能になっておりますので、そういう意味では、我が国の排他的経済水域内でも外国人漁業は当然あるということで、例えば中国だとか韓国の漁船が我が国の200海里内で操業することがあるということを想定していただければよいのではないかと思います。

3点目ですが、今増田委員からも御指摘がありましたとおり、確かに(3)のイのところでは、我が国漁業に対する操業規制や指導監督を行うと書いてありますが、右側に、これも一緒に御指摘していただいたので、非常にありがたかったのですが、右側の二つ目のマルのところでは、我が国のマグロ漁船だけではなくて、他国の便宜置籍漁船がどうなっているんだというようなことに対する監督とかも含めて我が国の取締船が派遣されておりますので、左側の文章、イのところは「我が国漁業に対する」と書いてありますけれども、気持ちとしては、委員から御指摘のあったようなことも含めて、遠洋漁業の漁船も含めたものとして考えているということです。ここについては、次回、基本計画の施策の方向についての記述を用意いたしますので、記述する際には、その表現ぶりは十分に注意して整理をしたいと思います。

中村部会長 植村さん、どうぞ。

植村委員 水産基本法の魂になる部分が資料3の中に組み込まれておりまして、本当に我々現場を預っている者としては気持ちよく聞かされたわけでございます。これは、これから水産庁全体でこのことを目標にしてお仕事をなさると思うのですが、12ページの漁場の利用の合理化の促進、これはこのとおりだと思えます。よく思い切ってこれを列挙されたと思います。

施策概要の中で許認可のことに触れられております。これは非常に大切でございまして、

いわゆる資源を存続させるということなくして、水産基本法の魂は入らないわけですから、そのためには、何としても漁場環境の保全であり、漁場資源の保全をしなければならないということですが、漁業法の改正の問題が入ってきております。かつては漁場の争奪で、漁業がよくなるか悪くなるか決まるということがあったと思いますが、今はそうではなくて、資源をどう育て、どう共有するかということが非常に大切になっているということは、資源枯渇の現状において、漁場争奪の中でお互いに疲弊してきたということですが、そうであっても、漁業者というのは、まだ漁業の枠組みを争奪しているという現状が、水産庁の許認可の調整という中であるように見ております。

そのことは、資源管理というものを基本にした発想が水産庁でしっかり定着していない、既存の漁業権をベースにして話し合いをせいというようなことですが、それは概念が、漁場の争奪という歴史をそのまま引き継ぐのであれば意味がないものだというのをしっかり当局が認識されて、一定の資源保護のためには、どういう漁場を、どういう形で特定していくんだというようにしっかりした考え方に立っていただきたい。我々全漁連においても、浜からかなりの数の、今までの漁業法で漁場が侵され、枯渇状態になっているという実例が提言されておりますので、いずれその問題を持ち出したいと思っております。せっかくここで水産基本法の魂をつくる方法を具体的に提言しておりますから、それをぜひ当局にお願いしておきたいと思っております。

それから、欄外になるだろうと思っておりますが、漁業法の改正にかかわる問題、自主的な減船の支援の問題が列挙されております。自主的な減船という表現が、これも資源の枯渇もあって、枯渇された後にお互いが気がついたときに枠組みを組もうという考え方、言ってみれば消極的な考え方だと思っておりますので、積極的な減船の支援ということを一項目入れるべきだと思います。漁場において、しかるべく減船なり、いわゆる資源管理型漁業について積極的な減船支援というものを入れるべきだと思います。

もう一つは、資源を存続させるためには休漁調整が必要だろうと思っております。それが落ちておるかもしれませんが、そのことは資源保全という立場から重要と思っております。ほかの欄で入っておれば結構でございます。そういう観点に立って、資源づくりのことについてしっかりと打ち上げていただきたいと思っております。文言上は大変すばらしく書かれておると思っております。

それから、これは欠落なのかと思うのですが、2ページの魚食普及対策の中でJFの役割も加えておいた方がよいのではないかと。いわゆる生産者自らが魚食普及対策をやらなければいけないということを位置づけておいた方がよいのではないかと。思っております。

以上です。

今井企画課長 御意見の趣旨はわかりましたが、1点だけ、減船に絡んで休漁だとかということの扱いの話がございましたけれども、この資料でいきますと3ページ、基本法の条文では第13条に関連した今後の課題と施策展開の(3)のイのところ、今会長から御指摘のありました資源回復計画の実施に伴う影響緩和措置の中に、減船とそのスクラップ、休漁期間中の経営維持対策ということはここで触れられておりますので、御確認をいただきたいと思っております。

それから、魚食普及対策につきましては、冒頭御説明しましたが、資料の右側は現行施策の概要を説明するというので整理してありまして、現在やっております魚食普及対策

として、もちろん全漁連の系統でも、系統自らのいろいろな取り組みとして、漁協婦人部だとかいろいろな段階でやっていただいているのは承知しておりますが、国の補助事業等を使ったものということで、ここは大日本水産会のものを書いておきましたけれども、御指摘の趣旨はよくわかりましたので、次回からは適切に整理をしたいと思います。

植村委員 減船について触れられておるということは確認しました。しかし、自主減船という形で出てきておるのは、減船にかかわる支援ですから、自主の場合と強制といいますか、計画減船ですか、その場合の支援の方策が違うわけです。これは言ってみれば財務省の関係では嫌がっておるところです。しかし、死んでから次の話を考えるのではなくて、資源が残存しているうちに考えるという減船対策を積極的に出しておかないと、資源の温存にはほど遠いものになるということで、あえて出すべきだという思いもあるわけです。それが必ずしもそうでないにしても、計画減船というのは絶対必要だということです。自主的という言葉が、資源保全の場合から言うと、先ほど漁業権の問題がありましたが、漁業権の許可の場合とあわせて非常に重要だということです。

中村部会長 そうすると、植村さんのおっしゃるのは、半ば強制的な、計画的な減船は積極的な減船ということですか。

植村委員 言葉が過ぎると誤解を受けますから、計画減船、積極的な資源対策として減船が必要だと、それを考えないと魂が欠落するのではないか。資源のないところにはどんな政策を展開しても浜はよみがえりませんから。

今井企画課長 その点につきましては、確かに 12 ページの右側の自主的な減船の支援、通常、現在用意しております国の補助事業のことを、自主減船、自主減船と呼んでいるので、こういうような表現をしたのですが、確かに会長から御指摘があったように、資源状態が悪くなって、経営がなかなか立ち行かなくなって、不本意ながら減船するというような減船も確かにありますけれども、中には、ある漁業種類の団体の構成員が集まって、このままでは共倒れになってしまうから、そういうことに直面する前に団体全体として何隻ぐらいの減船に取り組もうということで、例えば何割の減船をやっていこうということを、水産庁から強制的にそうするんだというふうにやられるのではなくて、自分たちの方で自主的に計画的な減船を考えるということも、両方含めた形での支援措置がなされておりますので、何も行き詰まってやるものを後追的に支援していくということではなくて、それよりも、指摘がありましたように、そんなことになる前に計画的に減船が行われるということの方が資源に対してはよりいいわけですので、そういう方向でこれからの資源対策というのは考えていきたいと思っております。

特に、資源に対する対応としては、先ほども言いましたけれども、資源の保存管理については第 13 条の規定が関係するわけですが、もう一つ、会長から最初に指摘された第 22 条のところというのは、(3) のイにも書いてありますが、ある一つの限られた漁場をより合理的に使っていこうという条文ですので、その際には、漁業同士の調整の問題もありますが、より合理的に使うというのであれば、将来ともに意欲的に漁業を営もうとする人が残っていけるような格好で減船を進めていくという趣旨が条文上も盛り込まれているということですから、第 22 条の減船の扱いというのは、条文上でいけば、第 13 条における減船の取り扱いよりはより積極的な性格のものとして予定されているということだと思います。

中村部会長 よろしゅうございますか。

植村委員 全然よろしくないです。現在水産庁で自主減船の問題、言葉は非常にいいし、今おっしゃるとおりの問題もあります。しかし、漁業の現場で、先ほどから何回も言っているとおりに、それより前に出ないということであれば、その漁場が枯渇状態に入ってしまった、両方ともダウンしてしまってから自主減船に入ろうということの方が多いわけです。その場合に、言葉は「計画減船」ということでしたが、「強制減船」という言葉がよくないので「計画減船」ということで、レベルの問題ですが、自主減船というのは今まではそういう流れの中で行われてきた経緯があまりにも多い。したがって、資源が枯渇してしまった状況の中でそういうものが行われてきているから、もう一つ前に出た、せっかく水産庁が漁場をつくって、資源管理型漁業を本当にやるということになっていくとすれば、実際に当局がこれを実行していくという場面において、当局の指導力が発揮できない。そして、一部の者がそれを強引に拒んだ場合にはどうにも立ち行かない。沿岸漁業者はそのために泣かされるということがあるわけです。

ですから、これは大臣許可ですから、そういう問題があったら、許可更新の場合に許可しないと、いろいろなことが行われることを期待するのですが、実際は既得権の権益を取り上げることはできないという。今度はそちらの方の考え方にウエイトがあって、そういうことをやらない。今回もそうなるのではないかという心配をしており、全漁連で今取りまとめをしている中でも、少なくとも二十幾つかの県から問題が提起されております。ですから、現場においての話をしているので、決して、殊さらこの問題を混乱させるために出しているのではなくて、そういうことを入れておけば魂が強いものになっていくということです。今までもそうだったからということで、同じ言葉だけしか入っていない自主減船ということでは全く納得できないということでもあります。

今井企画課長 わかりました。

中村部会長 それは整理をしていただくということでお願いいたします。

他はよろしいですか。

増田委員 時間も経過しておりますので、簡単に御質問したいと思います。

まず、8ページの関係です。排他的経済水域以外での漁場の維持及び開発という関係ですが、これは11月でしたか、新漁場・新漁業生産方式専門委員会でも同じような質問を部長にいたしまして御返答いただいているのですが、その後どうなったかという関係で、海洋水産資源開発センターでの事業がかなりウエイトを占めていると思うのです。行政改革推進事務局より特殊法人等の廃止なり民営化等の考え方が出されて、この海洋水産資源開発センターも名前が上がっていると思うのですが、新漁場の開発におきましては、今の民間の企業の体力からすると、リスクをしょって新漁場の開発というのは到底できないと考えております。そういった意味ではここに書かれている内容をさらに推進していただきたいということになってくるわけですが、民営化等の行革の関係の進捗状況なり、また、水産庁としての決意の表明なり、考え方がありましたら、聞かせていただきたいということが1点目であります。

2番目は、9ページの水産物の輸入に関する措置であります。今後の課題におきまして、イの方で輸入の制限、関税率の調整等の措置を実施するというのをうたっておるわけですが、今、中国のセーフガードの関係で、経済産業大臣、農林水産大臣のお二方が中国に

行っているいろいろなやられているようですが、水産の場合についても、こうした局面があったときに、実際問題としていろいろな障壁等があるかと思いますが、ケース・バイ・ケース、場合によっては実施するとうたっておるわけですが、その辺のお考えをもう少し具体的に聞かせていただきたいと思います。

次に、13 ページ、人材の育成及び確保の関係です。今後の課題ということで、アの方で「将来漁業を担うべき人材の多様なルートを通じた確保」とあります。「多様なルート」という表現は、いろいろなことが考えられるわけですが、漁業の後継者は非常に厳しいものがあるわけです。ウの方では、学校教育、社会教育云々で機会の充実を図るとありますが、それ以前の問題があるのではないかと。環境なり、収入なり、そういったものがあれば、需要と供給の関係でそれなりに人が集まるとということは過去の歴史が物語っているわけです。そうは言っても、今の厳しい状況の中で後継者は常に育成していかなければいけないということがあるわけです。アの方で、人材、多様なルート等どういうイメージを持っておられるのか具体的にお聞きしたいと思います。

それから、イの方で、船員行政の関係は国土交通省の方の関係になってくるのでしょうか。けれども、労働時間の適正化等をうたっておられますが、この辺をどう考えておるのか。例えば漁船の場合、停泊中等については労働時間の適用がありますが、操業時間中は残念ながら労働時間の適用は野ざらしといいますか、ありません。そういった意味でどう考えているのか、船員行政を預かる国土交通省に対して側面的に、水産庁もその辺を充実させていただけるといふ決意のほどの入った「イ」になるのかどうか、その考え方を聞かせていただきたいと思います。

最後に、先ほどありました減船の関係が3 ページ、12 ページに出ているわけですが、12 ページに具体的に実績として業種ごとに出ておりますが、昨年、減船、廃業に伴って、結果としてやめられたものはそれなりの補償で多少お金が出たようですが、乗組員の方の救済措置は結果としてならなかったというケースがありました。我々も事前に話はしておったのですが、残念ながら我々の組合員でないという部分もあって、相談は受けておったのですが、結果として時間にミスマッチが生じて、乗組員の方は結局だれもお金がもらえなかったという現状がありました。そういったケースの場合、そういうことがないようにくれぐれもよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

今井企画課長 1 点目の海洋水産資源開発センターの取り扱いについては、後ほど川口部長から答弁をさせていただきます。私の方からはそれ以外のものを先に説明させていただきます。

9 ページの輸入の調整というのは具体的にどういうことを考えているのかという御指摘でしたけれども、現在行われておりますのは、(2) にありますように、具体的にはI Q と、あとはまぐる法等に基づく輸入規制というようなことになっているわけです。今後の方向としても、考え方自体は条文の中にもこういう考え方が具体的に示されておりますけれども、やり方としては国際的なルールにのっとった形で、国際的規律との調和を保ちつつやっていくということで、具体的には、まずはI C C A T 等の国際資源管理措置をもっと充実させていって、それを担保するという形で輸入の規制をやっていくということもあります。

WTOの交渉が始まりましたけれども、その交渉の中でどんな貿易ルールができるかという課題があるわけですが、いずれにしてもそういう両面から、国際的なルールにのっとった形で実効ある措置がとれるようにいろいろな面で努力をしていく。交渉だとか、国際的な取り組みへの積極的な参加だとか、そういった形で努力していくということをここでは言っているということでございます。

続きまして、12 ページの減船のところの話で、船主さんの方は減船の支援が得られたけれども、乗組員の方は離職者対策が講じられなかった例があるという御指摘です。そういう例があるということは私も知っておりますけれども、それは全日海の会員ではなかったということが一つあったのかもしれませんが、うちの方からも各船主さんに対して、減船を行う場合、一定の手續にのっとって行われる場合には離職者対策が講じられるということを、一番太いルートは全日海を通じてやってもらうということが大きいわけですが、会員ではないという例もありますので、それ以外の方法も今後考えていかなければいけないと思っております。

13 ページですが、「多様なルートを通じた」ということについての具体的なイメージとしては、先ほども口頭で申し上げましたけれども、これは農業も漁業も共通のところがあって、世襲的な、親が漁業者だったから子供も漁業者みたいな面が強かったわけですが、「多様なルートを通じた」ということについて言えば、一つは、漁業の外部からの新規参入も含めて幅広く担い手を育成していくということを想定しているということでございます。

センターの件は川口部長の方からお答えいたします。

川口増殖推進部長 8 ページの海洋水産資源開発センターというのは、一つは新漁場とか新資源の開発の仕事です。いま一つは、操業の方式をコストダウンするとか、省力化、省人化していくとか、生産方式を合理化していきたいというような調査開発の仕事しております。いずれも研究開発型の仕事になりますので、うまくいけば非常にいいのですが、うまくいかないとその分のコストが全く回収できないといいますが、すっ飛んでしまうということで、国と民間漁業団体が出資して、いわゆる認可法人という仕組みになりますが、こういう組織をつくって仕事しております。国の補助金を受けて、一部は調査の副産物をこれに充当して調査の事業をやっているという仕組みでございます。

特殊法人に該当しますので、現在の行革の中で、これを民間法人化しなさいという提起が当初ございました。いずれにしても、リスクが大きいものですから、民間法人ではやっていけないということをする説明しながら、事業については現在の仕組みを存続する必要があるという理解は得ております。ただ、認可法人というところはすべからく厳しく見直しをするということで、現在認可法人以外の国等が関与した別の法人形態、組織形態というものを、事務局と詳細を詰めているところでございます。

新聞紙上で御案内と思えますけれども、最近、一部独立行政法人化というような動きも出ております。ただ、このセンターについては、独立行政法人単独として立っていくのか、あるいは他の類似の独立行政法人とあわせて仕事をしていくのか、そういう点については今後の事務局との調整ということで、目下その作業をしている途中でございます。いずれにしても、従来の期待される仕事が継続的に実施できますように、事業の実施についての理解は得られていると思えますけれども、そういう組織になりますように、引き続き

取り組みをしていくということでございます。

中村部会長 調整中ということでございます。

二村委員 15 ページですが、ここで言っている水産加工業というのは、狭義のというか、産地のことを言われているのか、あるいは水産加工業全体を言われているのか。というのは、最近の輸入統計を見ても調製品がどんどん増えてきており、現実に我々の仕事も海外加工というのが増えて空洞化の現象が出ております。そういうのとここに書かれている水産加工業との関連と申しますか、意味をお聞きしたいと思います。

今井企画課長 今、二村委員の方から質問があった途端にあっと思ったのですが、ここで書いております、少なくとも条文中で書かれている水産加工業とか流通業について特段の制約があるわけではありませんけれども、現在講じております施策としては、今御指摘がありましたように、生産現場に近いところで立地されている、いわゆる産地の中小の加工業みたいなものを念頭に置いた施策が講じられているということもあり、(3)の方も、今後の課題としては、主にはそんなようなことを念頭に置いて施策の方は整理をしております。考え方自体として、そういうもの以外のものが排除されているということではありません。

では、何ができるのか、何をしてくれるのかと言われると、現時点でそこまでのものを持ち合わせておりませんので、今すぐにお答えできるわけではありませんが、考え方としてはそういうことだということ御理解いただきたいと思います。

二村委員 産地型というか、加工業が今後価格競争力という点で、輸入品との差が問題になるという点は残ると思います。非常に季節性のある産地加工でしょうし。

今井企画課長 そういう問題も確かにあると思います。

中村部会長 資料3についてはほかによろしいですか。

それでは、最後の資料4に移って、これからの生産構造の展望作業についてということで、どういう作業を進めていくかということですが、展望のあり方とか、後ろの方に表も出ておりますが、何か疑問の点ございませんか。

増田委員 2の漁業生産構造の展望作業の進め方についての 沖合・遠洋漁業の関係ですが、「漁業の許認可の運用とも関係する問題であるという要素」云々から始まって、「これまでのすう勢等だけでは将来の経営体・就業者の数を見通すことは困難であるといった事情があることから、当面沿岸漁業についての作業を優先させる」という表現があるわけですが、一斉更新等来年8月に向けてやっているということもありますけれども、そういったことを含めて、沖合・遠洋漁業については、現時点では見通すことが困難ということをおられるのか、いずれにしても、将来を見通すのは、船の大きさ、経営体等で見通しがつかないということで、沿岸漁業を先にするのであれば、いつまでたっても沖合・遠洋漁業は出てこないのではないかと思うわけです。

そういった関係で、ここで言う「当面」という意味は、今回のいろいろな委員会がある中のスケジュールにおいて、さしあたって沿岸漁業を先にやるという意味なのか、沖合・遠洋漁業は後回しという意味なのか、その辺をお聞きしたいと思います。

今井企画課長 今御指摘がありましたとおり、 に書いてあります漁業の許認可の運用と直結する問題であるということについては、制度を変えない限りはずっと続いていくことですので、そういう意味では、当面と言ってもずっと続いてしまうのではないかという

ことだと思えます。今考えておりますのは、少なくとも許認可の運用についての長期的な方針だとかというのが、直ちに方針が決まるような状況にはありませんので、今回基本計画をつくる段階では無理だろうと。そういう意味でいけば、今までのすう勢だとかが使えらる沿岸漁業の面についてやろうということです。

ただ、ずっと先の問題ではないのですが、具体的には8月1日の時点で一斉更新が出されます。もちろん遠洋・沖合漁業というのは大臣管理漁業だけではなくて、知事許可漁業というのもあるわけですが、指定漁業についての更新がなされた時点で、それについての、例えば5年先だとかを見込むということでも、せめてそういうものでもすべきであるということであれば、その時点ではできると思うのですが、そういう意味で、基本計画をつくるまでの間ということであれば、沿岸漁業ということに限って作業を進めていきたいと考えているということでございます。

今回どういうものが出るのか、今日は数字をお見せできませんので、抽象的な話になってしまうのですが、沿岸漁業において出す、10年先を見込むようなものと同じようなものというのは、沖合・遠洋ではつくりがたいということだと思えます。そこまでのものでなくてもいいから、5年後ぐらいのものを、一斉更新ができた後にやってみるということは、可能性としてはあり得ると思えます。

増田委員 結論的には、後ろの方がよくわからなかったのですが。

今井企画課長 基本計画をつくるまでの間は、少なくとも沿岸漁業だけやる。その後は、一斉更新をする段階でもう一度考えてみようということでございます。

増田委員 専門委員会か何かでやるわけですか。

今井企画課長 一斉更新の小委員会も設置されておりますので、こういった作業をするということをそちらの方でも、本日御出席の中村晃次委員が座長でございますので、そちらの方にも紹介しながら、沿岸の分析と同じようなものにはならないけれども、そういうことをやった方がいいという意見が多ければ、そういう作業を進めるということになるでしょうし、その辺大して役に立ちそうなものがないから、やめておいた方がいいのではないかということになればやらないということになると思えますし、それは一斉更新の方の小委員会に、次の機会にでも相談してみようと思えます。

井川特別委員 先ほどお話ししたことにも関連があるのですが、あまり時間もないので簡単に質問したいと思います。2ページの(4)のところですが、大変いいことが書かれているので、これの関連でお願いということになると思えますけれども、ここに書いてあるようなことで、効率的かつ安定的な漁業経営の具体的な姿に大変期待したいと思っております。大きな話としては、意識改革だとか、経営革新だとかということもあると思えますし、一方で、非常にきめ細かい努力、手づくりの経営努力みたいなこともやっていかなければならないという状況かと思えます。

これは漁業者単位でやることもあるし、業界単位でやることもあるし、地域単位ということもあると思えます。そういう中で、ここに書いてあるようなことを、いい事例なり、優良な経営体みたいなものを、これは難しい部分もあると思えますけれども、例えば紹介するなり、PRするなりということで、要は何がしたいかということになると、ここに書いてあるような、効率的かつ安定的な漁業経営に、役所としてもつながるように誘導していただきたいということでございます。



そのところ、既に芽を出しているようですが、担い手を中心にした施策を置くなり、いろいろあると思いますけれども、もっと申し上げると、効率的かつ安定的な漁業経営のところ、施策の重点化をぜひお願いしたいと思います。特に漁業の場合は、このような状況の中ですから、このところを特にお願い申し上げておきたいということです。

以上です。

中村(晃)委員 (3)までは大体どういうものが出てくるのかなということが想定できるのですが、(4)については、書いてあることは非常に結構なのですが、これを業種別につくっていくというのは、どういうものが出てくるのか、私もよくわからなかったので、お聞きしようと思っていたのです。事例みたいなものを想定しているのか、あるいは水産庁として望ましい形はこうだよというものを示そうとしているのか、この辺がよくわからないのです。その辺もあわせてお話いただければありがたいのですが。

今井企画課長 資料をつくっている方からしても、(4)は何のことかわかっていたか分かるかなと思いつつ書いたところもあるのです。結論から申し上げますと、先ほど井川委員から言われたとおり、私たちが思っているのは、事例集的なものを想定しております。本当は、望ましい経営体、特に21条で効率的かつ安定的な漁業経営という言葉が使われておりますので、それは具体的にどういうものなのかというのが、例えば数字だとか、共通的な要素として示せるのが一番いいのですが、少なくとも現時点において、いろいろな漁業種類があって、かつ、それがいろいろな経営体で営まれているという実態の中で、今の時点で直ちに共通の指標をもって示すというのは無理だと思います。

ただ、無理だからといって、これまであまりこうした生産構造、経営構造についての分析だとかということもしてこなかったわけですが、せつかくの機会なので、ここについては、こういう漁業種類で、こういう経営体でやっているというようなものについて、こんな工夫でうまくいっている例がありますというようなものを蓄積していったら、そういうものから共通の要素が導き出せれば、将来的にはもう少し違った形の望ましい経営像みたいなものができるかもしれませんので、そういった作業の手始めとして、今回は、端的に申し上げれば、いろいろな漁業種類ごとの優良事例みたいなものを集めて提示をしていくということをしていきたいと思っていますということでございます。

中村部会長 事例の積み上げということでございます。

まだ多少時間がございますので、どなたかございましたら、どうぞ。

大体こんなところでよろしいですか。

それでは、まだ多少時間がありますが、大分疲労も蓄積されましたので、この辺で質疑と意見の交換を終わりたいと思います。

今日出されました意見の取り扱いにつきましては、事務局の方で十分検討していただいて、資料の作成をよろしくお願いしたいと思います。

そのほか事務局の方から連絡がありましたら、お願いいたします。

今井企画課長 次回の部会の日程でございますけれども、年内3回こういう部会の場で御議論いただきましたけれども、自給率の目標設定の仕方ですとか、作業の仕方について、今日大体御説明もできましたし、施策の推進方向の方向づけの考え方についても、全体的なものを御説明できましたので、いただいた意見をもとにして、次回は基本計画の骨子という形で具体的にお示しして、御意見をいただきたいと思います。お待ちしております。

次回、骨子をまとめるということになりますと、またいろいろな準備が要りますので、来年、1月の一番最後か2月に入ってからぐらいのところでやろうかなと考えております。日程につきましてはまた別途調整をさせていただきたいと思っております。

中村部会長 今日程のことが出ましたけれども、来年のこと言うと鬼が笑うと言いますが、もう12月も押し詰まってまいりましたので、それほど笑われることもないと思いますので、皆さん今予定をお持ちであれば、ここで御都合を伺いたいと思います。2月の第1週ぐらいということで、私の都合で勝手に申し上げさせていただければ、2月6日、7日、その辺の午後はいかがかということですが、このあたりで御都合の悪い方、いらっしゃいますか。

西橋さんは6日が御都合が悪いということですが、7日はだめという方いらっしゃいますか。(矢野委員、井川委員)

わかりました。そんなことを考えあわせて、今日御欠席の方もいらっしゃいますので、御都合を聞いて、大体その辺に落ちつくかもわかりませんが、御承知おきいただければと思います。

ほかに、この際ということはいかがでしょうか。

よろしゅうございますか。

閉 会

中村部会長 それでは、以上をもちまして今日の部会を終わらせていただきます。長時間、大変お疲れさまでございました。